

令和 3 年度第 19 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 4 年 1 月 13 日

担当部・課：総務部秘書広報課〔内線 4022〕

① 件 名
石巻市復興まちづくり情報交流館中央館の無償貸与について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>本施設は震災からの復旧・復興事業の進捗状況や復興のまちづくりの取組に関する情報発信、また、市民同士の意見交換や来訪者との交流の場として設置してきたが、その機能を継承する震災遺構門脇小学校が令和 4 年 4 月より供用開始されることから、本年度をもって閉館することとなっている。</p> <p>【目的】</p> <p>当該施設について、街づくり振興を図っている法人に無償貸与することにより、街中のにぎわいを創出する交流施設として積極的な活用を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>石巻市復興まちづくり情報交流館条例（平成 26 年条例第 49 号） 石巻市復興まちづくり情報交流館条例施行規則（平成 27 年規則第 4 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和元年 6 月 株式会社街づくりまんぼうから無償譲渡の相談 7 月 復興交付金で建設した施設のため、東北地方整備局と無償譲渡について協議 10 月 東北地方整備局から「現段階では地方公共団体ではない法人に無償譲渡はできないが、無償貸与による対応は可能」の旨回答あり</p> <p>令和 3 年 8 月 株式会社街づくりまんぼうから無償貸与の相談 11 月 同社と無償貸与について協議 12 月 市議会第 4 回定例会にて石巻市復興まちづくり情報交流館条例の廃止について議決（令和 4 年 4 月 1 日施行）</p>
⑤ 主な内容
<p>【無償貸与する施設概要】</p> <p>石巻市復興まちづくり情報交流館中央館</p> <p>(1) 施設の位置 石巻市中央二丁目 8 番 11 号 (2) 設置年月日 平成 27 年 3 月 7 日 (3) 建物構造及び延床面積 軽量鉄骨造平屋建 136.71㎡ （建築物として検査済証の交付を受けている建築物）</p> <p>なお、敷地については民地である。</p> <p>【貸付期間】</p> <p>令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p> <p>【貸付先】</p> <p>株式会社 街づくりまんぼう 代表取締役社長 木村 仁</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>街中の住民交流及び街づくり振興のための情報施設として活用が図られ、地域の活性化が期待できる。</p> <p>【市財政への負担】</p> <p>なし</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和4年2月 市議会第1回定例会に財産の無償貸与について提案</p> <p>4月 株式会社街づくりまんぼうへ無償貸与</p>
⑨ その他
<p>当該施設については、供用開始から10年を経過する令和7年3月に東日本大震災復興交付金を取崩して実施する復興交付金事業等に係る財産処分の承認基準を満たすことから、無償貸与期間終了後に同社へ無償譲渡する予定。</p>